

海外実情調査報告（ドイツ）

1. 日程、訪問先

1 日程

平成 12 年 5 月 2 日（火）～ 5 月 5 日（金）

ドイツにおいては、当審議会の委員のうち . に掲げるメンバーが、平成 12 年 5 月 2 日（火）から同月 5 日（金）にかけて、次項に掲げる日程によりケルン及びミュンヘンの各調査対象機関を訪問し、予め送付しておいたクエスチョネアーを踏まえながら、各機関の裁判官、検察官及び弁護士を始め、参審員、大学教授、州司法省担当官等の関係者と直接面談し、説明の聴取、質疑応答及び意見交換を行ったほか、参審裁判（刑事）の法廷傍聴を行うなどにより、各機関における司法制度の運用状況やその改革の動きなどの実情を調査した。

2 訪問先

ケルン

5 / 2（火）	ケルン区裁判所(Amtsgericht) ケルン大学(Universität zu Köln) ケルン地方検察庁(Staatsanwaltschaft Landgericht)
/ 3（水）	ケルン上級地方裁判所(Oberlandesgericht) ケルン弁護士会(Rechtsanwaltskammer)

ミュンヘン

5 / 4（木）	ミュンヘン地方裁判所(Landgericht)
/ 5（金）	バイエルン州司法省 (Bayerisches staatsministerium der Justiz) ミュンヘン労働裁判所(Arbeitsgericht)

・参加委員（敬称略）

竹下守夫 会長代理

高木 剛 委員

水原敏博 委員

山本 勝 委員

随行事務局員等

小島参事官、丸島主任専門調査員、田中参事官補佐、上富在独日本国大使館一等書記官及
び川田弁護士

・調査結果（概要）【ケルン】

1 ケルン区裁判所

訪問日時；5月2日（火）9：30～12：00

面談者；マネベック裁判官、ブルーテ婦人（参審員）、プランデンブルグ婦人（参審員）

ケルン区裁判所においては、冒頭、同裁判所において刑事参審裁判の裁判長裁判官を務めるマネベック裁判官から、参審員選任手続の概要等についての説明を受けた上で、同裁判官の主宰する刑事参審裁判（贓物故買罪に関する事件及び窃盗罪に関する事件）の法廷傍聴を行った。その後、同裁判官のほか女性参審員2名も交えて、参審制度（刑事）の運用の実態等を中心とした質疑応答を行った。

マネベック裁判官による説明及び質疑応答の概要は、次のとおりである。

（1）マネベック裁判官による説明

[参審員（刑事）選任手続の概要]

参審員の選任に当たっては、まず市町村レベルの自治体が、あらゆる階層から参審員が選任されるよう配慮して、選任予定の参審員の定員よりも3分の1多い数の候補者名簿を作成する。

次に、区裁判所において、裁判官と自治体の行政官と10名の一般市民の代表者（自治体において選任するが、特別な資格等は必要ではない）からなる参審員選任委員会を組織し、同委員会において自治体の作成した候補者名簿に基づいて、4年の任期で参審員を選任する。その際、委員の3分の2以上の賛成が必要とされる。

毎行政年度の初めにくじ引きを行い、年間10～12期日を目安に、どの参審員がどの開廷日に出廷するかが決められる。

[参審制度（刑事）の運用の実態等]

参審員は職業裁判官と同等の権限を有し、事実認定のみならず、法律上の判断にも関与する。

審理が終結すると、職業裁判官と参審員は別室で合議を行うが、決定は多数決原理による。

参審員が判断に加わることで、その人生経験、社会的経験などが活かされ

(例えば、銀行業務に詳しい参審員から、その業務の専門的な内容について説明をしてもらい、助けられた経験がある。) また、国家よりも民衆により近い一般市民が判断に加わることによって、よりよい解決が導かれることもある。

小規模な市町村などでは市民はみな顔見知りであり、参審員に選任されることは名誉なこととされているため、参審員は一生懸命努力して裁判に参画している。

ただし、参審制にはよい点ばかりがあるわけではなく、参審員に知識や能力が欠けている場合など、裁判長裁判官としては困らされることもある。

(2) 質疑応答

[参審制度 (刑事) の運用の実態等]

小規模な市町村などでは、参審員の顔見知りの者が被告人となった場合、予断などにより誤った判断をする場合があるのではないかと。

被告人が参審員の顔見知りである場合、通常その参審員は、そのことを裁判長裁判官に申し出ると考えられる。その上で、予断を抱くおそれがあると判断される場合には、その参審員を排除することができるとする制度上の仕組みが用意されている。

もちろん、参審員は、事件に関して一切予備知識を持たずに出廷し、初めてその場で起訴状を読むのであり、客観的に対応しようとするであろうから、質問のような場合でも必然的に予断を抱くものとはいえないのではないかと。

参審制によるデメリットはどのようなものか。

参審制には、メリットもあればデメリットもあり、両者があい贖う関係にある。参審員は、それぞれに個性があり、有益な知識を与えてくれることもあれば、やっかいなこともある。しかし、それを受け容れることがデモクラシーであり、甘受せねばならないことではないかと。

また、自分 (マネベック裁判官) は、参審裁判の裁判長裁判官を3年間経験してきたが、これまでに、自分が望ましいと考える判断と、最終的な裁判所の判断とが食い違ったことはない。

参審員に知識や能力が欠けている場合であっても、そのような参審員が裁判に関与することには意義があるかと考えるか。

参審員に知識や能力が欠けているため、職業裁判官が説明しても理解してくれないことがあり、そのような場合には、職業裁判官のみで判断せざるを得ず、参審員がいてもいなくても結果は同じということにもなる。

では、参審制は廃止すべきと考えるか。

一般的には、参審員に色々と説明することが職業裁判官にとっても、事実を認定する上で有益であったり、量刑を決める際にも参審員の一般人としての感覚が参考になったりする。さらに、小規模な市町村では、参審員に選任されることは名誉であることから、一生懸命努力して裁判に参画する参審員の意見が非常に参考になる。こうしたことから、不利益を甘受しても参審制は維持すべきであると考えます。

2 ケルン大学法学部

訪問日時；5月2日（火）13：45～15：45

面談者；プリュッティング教授、ルイク教授、ヴァイゲント教授

ケルン大学法学部においては、冒頭、プリュッティング教授から、ドイツにおける大学法学教育の改革の動き等に関する説明を受けた上で、同教授のほかルイク教授及びヴァイゲント教授も交えて、大学法学教育や法曹人口の問題等を中心とした質疑応答を行った。

プリュッティング教授による説明及び質疑応答の概要は、次のとおりである。

（1）プリュッティング教授による説明

〔大学法学教育の改革の動き等〕

現在、ドイツの大学における法学教育について、一般に批判的に指摘されていることは、「大学では大学教授になるための知識を教えている。」ということである。本来、法学部では、法曹や行政官を養成するための教育を施すべきである。ここに一つの乖離がみられる。

また、法学部では成績評価を行うが、その成績は司法試験とは無関係である。司法試験は、受験資格として、法学部で必要な単位を取得していることを求めるのみで、そこでの成績評価は考慮しない。ここにもう一つの乖離がみられる。

これまで法学部では、裁判官になるために適当な法学教育を中心として行ってきたが、昨今法学部においては、完全法律家として職を得るものの多くが弁護士業務に就くことにかんがみて、教育内容を弁護士業務を中心に据えたものへと改変してきている。

また、完全法律家になるまでに時間がかかりすぎることも問題として指摘されている。一般的には、大学で法律学を学び始めてから、完全法律家になるまでに7・8年かかる。4年間の法学部在学期間、半年から1年間の待機期間、2年間の実務修習期間、兵役などを考えると、完全法律家になるのはだいたい28歳ぐらいということになる。

(2) 質疑応答

[大学法学教育の在り方]

もともと法曹人口の多くを弁護士が占めていたと思われるが、なぜ最近になってこれまでの裁判官向けの教育から弁護士向けの教育へと重点を移すこととなったのか。

裁判は裁判官が中心となって、その指揮によって進行する。このため、従来は、裁判官の視点に立った教育が行われてきたと思われる。しかし、最近では弁護士も変わってきており、裁判官的な思考になじむ業務も担当することとなってきている。他方、裁判外での弁護士の活動領域が増えてきていることも要因の一つとして挙げられる。

また、弁護士数は昔から多数であったが、現在ほど甚だしいものではなかった。

我が国(日本)では、法曹の質の低下を原因として、法曹養成制度の改革が議論されている。同様に、アメリカにおいても法曹の質の低下がいわれていると聞く。ドイツにおいて、法曹の質に対する評価はどのようなものか。

一般的には法曹の質は下がっていないと思われる。教師は常に文句を言っているが、実際には法学部生の質はよくなっているだろう。例えば、約20年前には、教師の側で学生の面倒をみるのがあまりなく、そのせいで学生の質は低かったが、近年では学生に対して色々と配慮するようになっている。

大学の法学教育においては、事例を基にしたケーススタディを中心とした教育が行われるのか。一方、要件事実や弁護士倫理についての教育も行われるのか。

単純に事例に基づく演習ばかりを行っている訳ではない。半分は法律の理論構造に関する講義、半分は事例演習である。

また、要件事実の立証責任、その分配の考え方については、司法修習生になってから本格的に学ぶこととなる。大学では、民事訴訟法の講義の一部として、そのような考え方があることにのみ触れる程度である。一方、顧客の預り金を着服するとか、マネーローダリングに加担するとか、違

法なことをして弁護士会による懲戒処分を受ける弁護士もいるが、ドイツでは、弁護士倫理についてはそれほど問題とされていない。

[法曹人口の過剰な増大]

今後の弁護士人口の過剰な増大について、どのような見通しを持っているか。東ドイツとの統合により法曹需要が増大したことや、法学部生の数が未だ多く、司法試験合格者数も減らないことを考えると、将来、弁護士人口は20万人にも達するのではないか。

弁護士人口が増大することに対して、政府も弁護士会もこれをコントロールすることはできない。そうすることは、連邦憲法裁判所の判例において、基本法上の「職業選択の自由」に反するとされている。自由経済の法則にまかせるほかない。これ以上弁護士数が増えると、経営的に成り立たなくなることを早い段階から学生に知らせるようにする必要がある。

また、法学部卒業者が「法曹市場」に流入する際に数を減らす方法として、弁護士事務所が司法修習生を雇い入れる形にして、弁護士事務所による選別を経て弁護士としての実務修習を受けさせることとすればよいとの議論もなされている。しかし、この場合でも「職業選択の自由」の問題は残る。

一国の法曹人口として、適正なレベルをどの程度と考えるか。

正確な数を答えるのは難しい。約50年前の文献では、当時のドイツの弁護士人口は1万~1万2千人だったが、当時の議論では1万5千人の弁護士数は絶対に受け容れられないというものだった。その後、5万人から6万人で安定して推移したが、現在では10万人に到達している。現在の社会における法曹需要の拡大をみると弁護士数は永久に増え続けるように見えるが、いずれ限界に至る。10年前の東独統合が一つのブームのきっかけだった。今はもう、「警戒宣言」を出すべき時期にきている。

[司法試験制度の問題点]

法曹資格を取得しようとする者は、実務修習を受ける前に待機期間を経なければならないとのことだが、それはどのような期間なのか。

法曹資格を取得しようとする者は、第一次国家試験に合格した後、各地の高裁に対して実務修習の申し込みをするが、定員に余裕がない場合には待機せねばならない。ケルン高裁の管内は、学生の人気が高いため待機期間が長い。他の人気のない地方で申し込めば、その期間はより短くなる。

[裁判官任用制度の在り方]

キャリアシステムの持つ問題点についてどのように考えるか。

確かに、ドイツでは、終審雇用的でヒエラルキー的な裁判官任用制度が採られている。しかし、そのようなシステムの下にある裁判官に対する批判は聞かれない。一つだけ例外を挙げるとすれば、連邦憲法裁判所の裁判

官については、政治家などが任用され、その判断が政治的影響により左右されることがあるので、そのような裁判官に対しては批判がある。

裁判官に対する批判がないのは、裁判官の独立がきちんと確保されていることや、参審制などにより国民の司法参加が確保されていることによるのではないか。

一番重要なのは、裁判官の独立の確保であると考えられる。国民の司法参加は、(裁判官に対する批判がないことにとって)さして重要な役割を果たしていない。個々の裁判官の自立性、独立性が高いことから、国民は信頼を置いているものと思われる。

裁判官の独立とは、何からの(例えば、官僚的な統制など)、何についての(例えば、給与や任地や判断の内容など)独立か。

裁判官の独立については、伝統的に、物的側面・人的側面の両面について指摘されている。

物的側面とは、政治家や上司から指図を受けないことである。人的側面とは、転勤がないこと、給与が固定されていること、罷免されないこと、これらに加えて、社会的な威信(プレステージ)を持つことである。これらにより、裁判官の独立が確保されている。

3 ケルン地方検察庁

訪問日時 ; 5月2日(火) 16:15 ~ 18:00

面談者 ; カピシュケ長官(検事正)

ケルン地方検察庁においては、カピシュケ長官との間で、ドイツにおける刑事司法手続、参審制度(刑事)の運用の実態等を中心とした質疑応答を行った。

カピシュケ長官との間での質疑応答の概要は、次のとおりである。

質疑応答

[刑事司法手続]

日本では、組織犯罪、ことに暴力団による麻薬犯罪などにおいて、犯罪を実行した末端の者を逮捕することはできても、それを指揮した黒幕を逮捕することは困難であり、末端の者の自白を得ることも難しいことから、検察官が犯罪の実体的事実を解明することが困難となっている。このような犯罪に

ついて、ドイツではどのような捜査手法、司法手続が認められているのか。

ドイツにおいても、検察官が組織犯罪について困難な問題に直面していることは、日本の場合とほぼ同様である。しかし、立法政策により、組織犯罪については特別な手段がいくつか用意されている。

電話の通信傍受については、かなり以前から認められていたが、最近それに加えて、住居内部での機器を使用した盗聴も認められることとなった。もちろん、無条件に認められるものではなく、重大な犯罪に限って、更に条件を絞った上で認められるものである。

また、最も効果的な手段としては、組織犯罪によって得られた利益を差し押さえること（没収・追徴保全）が挙げられる。これにより、自白を得ることができることとされている。

いわゆる「おとり捜査」は認められているのか。

「おとり捜査」は基本的には認められていないが、組織犯罪については、いわゆる「秘密捜査官」(アンダーカバー)による捜査が特別に許されている。

アメリカで採用されている刑事免責制度(イミュニティー)をドイツにおいて導入することは検討されているか。

麻薬犯罪については、協力を約束する者の刑を減免することは認められているが、その他の犯罪については認められていない。立法政策としては、組織犯罪及びテロ犯罪について、かつて設けられていた同様の制度を再度設けることが検討されている。

[参審制度(刑事)の運用の実態等]

ドイツにおいて、参審制度は、19世紀に導入されたと聞くと聞くと、その背景、目的は何か。

判決の冒頭で、「国民の名の下に」と宣言されることに現れている。一般国民も裁判に関与するという思想である。それは、かつての大陪審(注)1924年のエミンガー改革以前の呼称。以下同じ。)の思想でもある。その思想は現在でも変わらない。先人達は、大陪審での困難な問題に直面した。それは大陪審による法律上の判断についての問題であり、年々大きくなっていった。

参審員は、一定の教育は受けていても、法律に関する知識が乏しく、職業裁判官に依存する面があることは避けられない。例えば、近年の経済事犯などは非常に複雑で難しく、参審員の能力では対応できないくらい大きな負担がかかることもある。そうした場合、職業裁判官は、参審員を指導し、教育することとなる。

例外的には、たまたま特定の領域について参審員が専門的な知識を有しているような場合に、参審員の助言により高い効果が得られることがある。

しかし、参審員の選任は、専門的知識を要件として行われるものではない。参審員の中には、特定の職業に関係する専門的知識（それとても限られた範囲であるが）を持っている人もいるし、全くなんの知識もない人もいる。参審員の判断に対して、一般国民は信頼を置いているのか。

有罪・無罪の判断に関しても、量刑の判断に関しても、参審裁判と職業裁判官単独での裁判との間で大きな差があるとは思われず、一般国民の信頼の面でも、同様に受け取られている。

参審制度は、職業裁判官にとっては負担が増えるだけで、判断に関してメリットがないならば、国民の司法参加の点でメリットがあるのみなのか。

参審裁判でも職業裁判官単独での裁判でも、結論は同じである。'93年には法律改正があり、職業裁判官単独での裁判の対象領域が広げられ、反対に、参審裁判の対象領域は狭められた。

個人的な意見だが、ただ一つ例外を挙げるとすれば、少年事件における参審員の役割は高く評価されてよいと考える。少年事件では、参審員は長年の経験を有する者が多く、高い関心を持って積極的に事件に関与し、判決が少年の将来にもたらす影響といったようなことまで審理される。

一般国民の参審制度に対する評価はどうか。廃止すべきという意見はあるのか。

廃止すべきという議論は聞かれない。今議論されていることは、むしろ、控訴、上告の制限をどうするかということである。

参審員が専門的知識を持っているかどうかについては、人によるとのことだが、専門的知識を有する者に限って参審員を選任するとの議論がなされたことはないのか。

商事事件における名誉職裁判官のように、専門的知識を持つ参審員のみを選任できれば、裁判官も検察官も歓迎なのだが、そういう議論がなされたことはない。ただし、少年事件では、経験を有する者を優先して参審員に選任することがある。

職業裁判官にしても、経済に関する知識は乏しい。裁判所には経済事件の専門部が設けられているものの、基本的に法学教育を受けた裁判官しかおらず、みな自分で勉強しているのが実情である。検察庁では、経済事犯を専門的に担当する検事を経済関係の教育機関などに送り込んで養成している。

4 ケルン上級地方裁判所

訪問日時；5月3日（水）9：30～12：00

面談者 ; リュンターブッシュ所長、シュシュケ副所長、ケッターレ裁判官

ケルン上級地方裁判所においては、リュンターブッシュ所長のあいさつの後、シュシュケ副所長からドイツにおける法曹養成制度を中心とした概要説明を受け、その後、ケッターレ裁判官も交えて、ドイツにおける法曹養成制度、裁判官任用制度等に関する質疑応答を行った。

シュシュケ副所長による説明及び質疑応答の概要は、次のとおりである。

(1) シュシュケ副所長による説明

[法曹養成制度の概要と現状]

ドイツは連邦国家であり、司法制度に関して各州の決定権の比重が高く、法曹養成制度についても、連邦法において最低基準を定めるのみであり、基本的に各州において、法曹資格を取得するために必要とされる大学での履修単位数や、どのような証明が必要とされるかなどを定めることとされている。

連邦法では、法曹資格を取得するための最低限の在学期間として、7ゼメスター（3年半）が定められている。

しかし、もちろん7ゼメスターで全課程を終えられるものではなく、以前は法学部の課程は11～12ゼメスターに及ぶことも少なくなく、法曹資格取得を目指す者は、ある程度の年齢に達してから第一次国家試験を受験していた。しかし、最近になって、ノルトライン・ヴェストファーレン州を始めとする各州において、8ゼメスターまでに受験して不合格となっても、受験回数制限（2回を限度とする。）において受験回数の算定に含めないこととする制度（フリートライアル制）が導入された。

この制度により、法曹資格取得者の平均在学期間は、9.15ゼメスターにまで短縮されている。また、この制度を利用して8ゼメスターまでに受験した学生のほうが、そうでない学生よりも良い成績で合格しているとの統計もある。

第一次国家試験は、各州の司法試験管理委員会（通常、州ごとに一つの委員会を設置。ノルトライン・ヴェストファーレン州においては三つの委員会を設置。）により実施される。法律上は、実務家（法曹三者及び行政官）と大学教授からなる委員会の設置を求めているが、例えばケルンの委員会（ケルン大学とボン大学を管轄）では、年間260日の試験期日に合計1,500名が司法試験を受験しており、多数の試験期日にすべて大学教授を配することは不可能であるため、いくつかの試験期日については実務家のみからなる委員会によって処理されているのが実情である。

司法試験は、筆記試験（5科目×5時間ずつ）、ハウスアルバイト（自宅起案試験×4週間）、口述試験（5科目×1時間ずつ）からなる。不合格率は、ノルトライン・ヴェストファーレン州全体では18～19%程度、ケルンだけでみると17%程度である。

連邦全体で問題となっているのは、第一次国家試験の受験者のうち、36～40%の者は「可」の評価しか受けられないことである。「可」とは、不合格ではないが平均水準よりも低いということである。これらの者に不合格者（「不可」の評価の者）を加えると、全体の半数以上が低い水準の点をとっていることになる。第一次試験においてこのように低い水準の点しかとれなかったものは、たとえ第二次試験に合格したとしても、法曹としての職に就くことは困難である。

一方、大学の法学部では、多くの若い学生を抱えている。それは、連邦憲法裁判所の判例により、法学部への入学人数を制限することが難しいためである。しかし、多くの学生が、司法試験において低い水準の点しかとれていない状況にある。このため、法学部における教育をどのように作り変えていくかの議論がなされている。

さらに、状況を悪くしている事情として、次の2点が挙げられる。

- ア．弁護士人口が増え続ける傾向にあり、最近、魔のラインとされてきた10万人を突破した。
- イ．連邦・州ともに財政事情が悪化しており、法曹養成にかかる財政コストを削減する圧力が高まっている。'98年11月の連邦及び各州の司法大臣会議でも、法曹養成制度の改革について議論がなされ決議があったが、この改革が実現されるかどうかは未だ不透明である。改革の大意は、実務修習を大学法学教育の一部に統合し、国家による実務修習を廃止し、財政負担を軽減しようとするものである。

イ．の改革は、法曹養成の主体を国家から大学へ転換しようとするもので、実務についても法学部の課程の途中で裁判所や弁護士事務所などで実務修習を受けさせようとするものである。また、この改革においては、法学部の課程の最後に統一的な試験を実施することとし、裁判官や弁護士、行政官などになろうとする者は、統一的な試験の後に、それぞれ裁判所や法律事務所、官庁などで試験的に雇用され、その上で、従来のように第二次国家試験のような試験によるのではなく、それぞれの機関において合否の判定をさせることが想定されている。

イ．の改革を実施するとすれば、今後の法学部での講義は、これまでのような大教室で行うものではなく、最大でも25人程度の学生の少人数グループを対象に、法的思考を身に付けさせるような講義を行うこととなる。そのためには、現状の教員、施設ではともに対応困難であることから、法学部の入学人員数の制限条項を厳しくし、現在の50%の定員とする必要がある。

しかし、この改革については、多くの疑問が呈せられており、その実現可能性は低くなっている。

この法曹養成制度の改革モデルについては、いくつかの問題点が指摘されている。

- ・ 法学部の入学人員数を制限することが、基本法上の「職業選択の自由」との関係で、連邦憲法裁判所において認められるかどうか。
- ・ これまでは、国家による実務修習であり、各修習機関を州政府が管理してきたが、そのような管理がなくなることで、逆に法曹の質が低下することとなるのではないか。

こうしたことから、この改革モデルは、当初16州中13州において支持されていたが、次第に支持が減り、現在では9州での支持と、かろうじて半数を超えている状況にある。

(2) 質疑応答

[法曹養成制度等]

第一次国家試験の受験者のうち、36～40%の者は「可」の評価しか受けられないとのことだが、それらの者を不合格とするという議論はなされていないのか。

現在、ケルンでは、毎年1,200人程度の受験者があり、そのうち約70人が合否の判定に対して司法試験管理委員会に対して異議申し立てを行っている実情にある。中には、行政裁判所への訴えにつながるものもある。そのような状況の中で、これまで甘受すべきレベルにあるとして合格としてきた「可」の評価を受けた者を不合格とすると、多数の異議申し立て・訴訟が提起されることとなるだろう。連邦憲法裁判所の判例に照らしても、基本法上の「職業選択の自由」との関係で、トップクラスのものに絞って合格させる試験とすることは許されないのではないかと考えられる。また、「可」の評価で合格した者が、法曹の職に就き業務を全うしていくことができるかどうかは、「市場」が決めることではないかと考えられる。

法学部の学生数が増大し過ぎたことは、州立大学の法学部の入学定員を増やしてきたことに原因があるのではないか。

州立大学の法学部の入学定員については、法的な制限はない。一方、実質的な制限についても、「施設に限界がある」として入学定員を制限したとすれば、またもや「職業選択の自由」との関係で、行政裁判所、さらには連邦憲法裁判所における訴訟問題となるであろう。医学部であれば施設の限界を理由とできるが、法学部では、教室に空席さえあればよいので、

そのような理由は成り立たない。

しかし、法学部学生の卒業後の進路における停滞状況を受けて、法学部志望者は減ってきている。失業している完全法律家の数も、これまでは統計上明らかにならないレベル（0.1ポイント以下）だったが、近年それも統計に現れるレベルに達しており、益々増大するのではないかとされている。

[裁判官任用制度等]

いわゆるキャリアシステムの長所と短所について、どのように考えるか。

短所としては、第二次国家試験に合格したばかりの、教育期間が短く若い出願者が裁判官として採用された場合、法律知識はあっても人生経験に乏しいということは否定できない。ただ、裁判官として採用される者の中には、例えば弁護士や企業の法務部などでの業務の経験を持つ者もあり、このような者の場合、教育期間は短かったとしても、他の職業経験によってその短所は補われ得る。

一方、若い出願者の長所として、思考のダイナミズム、フレキシビリティがあり、また、重い負担にも耐えることができ、学ぶことに対して積極的であることなどが挙げられる。

他の職業経験を経て裁判官に採用される者と、そうではない者との比率はどの程度か。

裁判官ポスト一名の空席に対して、6・7人の応募があるのが一般的であり、その応募者中、2・3人が一つないし複数の他の職業経験を持っているのが普通である。

また、第一次国家試験の成績がよかった者は、例えば弁護士事務所での実務修習は週に1・2日程度なので、実務修習中も他の法律関係の職などに容易に就くことができる。また、よい成績で完全法律家となった者は、裁判官ポストの空席待ちの間にも、容易に他の法律関係の職に就き、経験を積むことができる。特に、裁判官として採用されるためには、司法試験の成績が上位20%程度にある者でないと無理であることから、そういう者は他の職域でも容易に職を得て、経験を積むことができる。

試用裁判官と終身裁判官との違いはどのような点にあるのか。また、試用裁判官に対する国民の評価はどうか。

試用裁判官については、（ノルトライン・ヴェストファーレン州の場合、）採用後3年間の試用期間があり、その間に3回の審査が行われる。原則として終身裁判官と同等の権限を有するが、試用期間1年目は家族事件を担当することはできない。また、試用期間中は参審裁判の裁判長となることもできない。一方、終身裁判官は意に反して転勤させられないが、試用裁判官にはそのような拒否権はないなど、地位の保護の面で試用裁判

官には弱い点がある。

また、試用裁判官であるからといって、国民が威信を感じないというようなことは聞いたことがないし、それ以外の批判もない。法律上想定されているのは、裁判官が予断・偏見を有することを理由とした除斥、忌避などである。過去に、試用裁判官の経験不足を理由に忌避された例などはない。

我が国(日本)では、裁判官の独立性に対する不信感を一つの根拠として、いわゆるキャリアシステムに対する批判があるが、同様の問題について、ドイツではどのように認識されているか。

基本法に、裁判官の独立に関して、物的側面と人的側面にわたる独立が規定されており、不可侵のものとされている。裁判官に対しては、司法省による監査が行われるが、裁判官は、不本意な監査結果に対しては裁判官職務裁判所に不服を申立てることができる。

また、裁判官の昇進については、勤務成績の評価による。評価は、各裁判所の長により、4年ごとに、裁判官の年齢が50歳に達するまで行われるが、裁判の内容に関する審査は一切行われない。一定期間に何件の事件を処理したか、どの程度の期間で処理したかなどの外形的な審査のみが行われる。評価は給与には関係せず、上位の裁判官ポストに空席が生じた際に、評価の高いものが先に昇進するのみである。評価の内容は、もちろん本人に知らされる。

裁判官が政治的なデモに参加したり、ストライキに参加することは許されているのか。

デモへの参加は許されている。もちろん、裁判官としての身分や地位を明らかにして、その資格や権能を利用してデモに参加することは許されない。最も重要な判断基準は、裁判所がそのデモにかかわっているという印象を与えてはならないということである。

5 ケルン弁護士会

訪問日時；5月3日(水)14:00~15:30

面談者；プリバート会長、ガッツヴァイラー弁護士ほか

ケルン弁護士会においては、プリバート会長から、ドイツにおける弁護士業務の現状等に関する概要説明を受け、その後、ガッツヴァイラー弁護士ほか同弁護士会所属の弁護士数名も交えて、ドイツにおける法曹養成制度、裁判官任用制度等に関する質疑応答を行った。

プライベート会長による説明及び質疑応答の概要は、次のとおりである。

(1) プライベート会長による説明

[弁護士業務の現状等]

現在、ドイツにおいては弁護士人口が増大しており、ここ12・3年の間に倍増している。昨年も、5.5%もの増加率であった。女性の割合が高まっていることも興味深い点である。

弁護士の職域は、裁判所の外に広がっている。法的紛争の70%が法廷の外で解決されている。

弁護士数の過剰な増大により、資格を持ちながら弁護士の職を得られない者が出ている。司法試験の成績の良いものはいいが、悪いものはどこにも職を得られず、タクシードライバーになっている者もいる。

いくつかの事務所が合併してできた大きな法律事務所では、所属する弁護士の専門化が進んでおり、有効に機能している。しかし、小さな法律事務所では専門化はあまり意味を持たない。特に、行政、税務、労働、破産などの分野で専門化が進んでいる。

また、弁護士会としても、専門化のための教育を実施している。一定の専門分野について、研修の課程を通じて理論的能力を身に付けさせるなど、弁護士の質を高めるための努力を進めている。

さらに、弁護士が税理士、公認会計士などと協力して有限会社を作るような動きも、ここ数年見られるようになってきた。

(2) 質疑応答

[裁判官任用制度等]

ドイツでは、裁判官を弁護士業務の経験者から任用すべきとの議論はあるか。

理論的には弁護士を裁判官に任用することは可能であるが、あまり行われていない。28歳で任用された若い裁判官もあり、そういう者の中には、社会的弱者に対する配慮に欠ける者もいるなど問題のある場合もあり、弁護士経験者から裁判官を任用することもいいことではないか。

しかし、職業裁判官には任期がないことから、高い独立性が保たれており、裁判官達はそのことに誇りを持っている。任期を切られて弁護士から裁判官に任用されると、裁判官の独立性を保てなくなるのではないか。

また、経営的に成功しているよい弁護士は裁判官になろうとはしないだろうし、逆に悪い弁護士が裁判官になろうとすると考えられ、問題ではないか。

これまでの調査の中で、特に刑事司法の分野において、ドイツの裁判官は弁護士をあまり高く評価していないような印象を受けたが、司法試験の成績と、現在占めている裁判官、弁護士といった職務とは関係があるのか。

そのことには、構造的な問題が含まれている。例えば、27歳の区裁判所の裁判官が懲役刑を言い渡すこともあり得るし、地方裁判所なら、同様に若い裁判官が陪席裁判官の一人として無期懲役刑を言い渡すこともあり得る。裁判官が権限を濫用することもあり得る。アメリカの陪審裁判所とは大きく異なり、ドイツの刑事事件の参審裁判における職業裁判官は、参審員に強い影響を与え、証拠調べや鑑定についても大きな権限を持ち、場合によっては操作（マニピュレーション）を行う恐れもある。

[参審制度等]

率直に言って、参審制度についてどのように考えるか。

刑事事件の参審制度については、マスメディアによる影響もあり、あらゆる階層から批判がある。本来無罪であるはずの被告人に対して有罪の判決を言い渡した場合などに、参審制度不要論が出る。職業裁判官にもそれはあり得るが、職業として行うものであり、そこには抑制が働く。

刑事の参審制度に対する批判は、弁護士会における多数意見といえるのか。

統計的な根拠があるわけではないが、そのとおりである。少なくとも刑事事件専門の弁護士の間では、参審員の事実認定能力は低いと受け取られている。

刑事の参審制度を廃止すべきとする議論はあるのか。

例えば、複雑な経済関係事犯などに関しては、素人の参審員には何も分からない場合などがあり、問題があるとされている。しかし、一般国民の間では、参審制度は政治的にも高い支持を受けている。先ほどの批判的な意見は、刑事事件専門の弁護士の間での意見である。

・調査結果（概要）【ミュンヘン】

1 ミュンヘン地方裁判所

訪問日時；5月4日（木）9：30～15：30

面談者；ゼルク副所長、モーク婦人（参審員）、ユーニース事務官（参審員選任事務担当官）

ミュンヘン地方裁判所においては、同裁判所の陪審裁判所による刑事参審裁判（故殺未遂事件）の法廷傍聴を行った。その後、ゼルク副所長のほか女性参審員及び参審員選任事務担当官も交えて、参審制度（刑事）の運用の実態等を中心とした質疑応答を行った。

ゼルク副所長、参審員及び参審員選任事務担当官との質疑応答の概要は、次のとおりである。

質疑応答

〔参審員（刑事）選任手続〕

モーク婦人（参審員）は、どのような経緯で参審員に選ばれたのか。

参審員には、一年以上ミュンヘンに居住したドイツ人であれば、誰でも選任され得る。2回連続して選任されると、1回は休まねばならないが、繰り返し選任されることも可能である。70歳が選任される際の年齢の上限とされている。色々な職業、背景を持った人が選任される。新聞の募集広告を見て個人で応募する人もあれば、政党や団体の推薦を受けて応募する人もいる。判決は国民の名において行われるので、参審員は、様々な職業・階層の国民をカバーして選任される必要がある。モーク婦人は建築技師である。

参審員の任期は4年であるが、その始めに“導入コース”として研修のような機会が設けられており、そこで参審員の権利や義務を教えられることとなる。刑務所の視察などをして、自分たちの判断がどのような結果に結びつくかを知る。

モーク婦人は、建築関係の職業団体の推薦で選任されたのか。

職業団体の推薦を受けたのではない。政党から勧誘を受けて候補者名簿に登載され、選任された。一回目の4年の任期の間参審員を務め、その後

しばらく休んだあとで、南ドイツ新聞の募集広告を見て自ら応募して、選任された。

[参審制度（刑事）の運用の実態]

合議の際に、職業裁判官と参審員の間で意見が食い違うことはあるのか。

もちろんある。一つひとつの法律の文言の理解が違っていること、人間としての感情が異なることなど、様々な事情による。合議室で、参審員が職業裁判官と意見交換して、量刑の程度（重いか、軽い）について話し合うこともある。

職業裁判官は、司法試験に優秀な成績で合格した者が多いと聞くが、これまでの調査の中でも、そうした職業裁判官にとっては、刑事事件における参審制度はあまり機能的でないと考えられているのではないかとの印象を得た。参審制度を今後も維持すべきと考えるか。また、この制度に対する国民の評価はどうか。

非常に正確な見方である。確かに、職業裁判官の中には、参審制度について、あまりうまく機能していないという目で見ているような人もいる。しかし、個人的な経験では、参審員の中には、選任当初に持っていたいい加減な態度が次第に無くなっていき、特定の評価に縛られることなく判断を下してくれるようになる人もおり、そういう場合には、職業裁判官と車の両輪のようになって、新しい考え方に基づいて、判断を正しい方向に変えてくれることもある。参審員のみなさんの意見を聴くと、アメリカの陪審制度などと比べて、ドイツの参審制度は民主的なよい制度であると評価されているようである。

参審員が、マスコミ報道などにより影響を受けて、事件に対する予断や偏見を抱いてしまうことはないか。

マスコミで報道されるような劇的な事件を担当したことがないので分からないが、公正であることを誓って参審員となっている以上、公正さを保つために最大限努力するだろうし、それが義務でもある。

参審員が、判断をゆがめさせることを目的とした脅迫を受けるようなことはないのか。

ない。判決の一年後に、電車の中でその被告人と顔を合わせることもあるだろう。しかし、その時でも、参審員として相手の目を見ることができよう。良心に誓って、正しい判断をしたのだから。

参審員の推薦母体別（政党、職業団体等）の実際に選任された参審員数の構成比率は、どのようになっているのか。

人口構成、男女比率、支持政党の比率などを反映させて、自治体において候補者名簿を作成する。この候補者名簿に基づいて、裁判所が参審員を選任するに当たっても、それらの比率を反映したものとするよう努力すべ

き義務がある。

2 バイエルン州司法省

訪問日時；5月5日（金）9：10～12：45

面談者；ヴァイス局長（民事担当）、シュタイン課長（法曹養成担当）、
ジンガー課長（裁判官任用担当）、ムーツィッヒ（検察官）

バイエルン州司法省においては、同州における法曹養成制度の改革の動き、裁判官任用制度の運用の実態等についての概要説明を受けた上で、各制度を所管する部局の課長等との間で、商事事件等における名誉職裁判官制度、法曹養成制度、裁判官任用制度等を中心とした質疑応答を行った。その概要は、次のとおりである。

（1）シュタイン課長による説明

〔法曹養成制度改革の動き〕

ドイツには、現在、全体で約 180,000 人の完全法律家（Volljuristen）がいる。弁護士（公証人の業務を行う者を含む。）が約 100,000 人、行政官庁にいる法律家（Verwaltungsjuristen）が約 35,000 人、判検事が約 26,000 人、企業にいる法律家（Wirtschaftsjuristen）が約 20,000 人である。

...弁護士として公証人を兼ねる者が約 8,700 人、公証人を専業とする者が約 1,600 人である。

ドイツの法曹養成制度は、現在、弁護士人口の過剰な増大、司法試験の第一次試験合格後の「待機期間」等による法曹資格取得までの期間の長期化、実務修習に係る国家の財政負担の増大等の問題点を抱えて、改革を迫られている。

バイエルン州では、1995 年に次頁に示すような改革案を提示した（バイエルン・モデル）。これによると、大学入学後 4 ゼメスター（2 年間）は、従来どおり全員が法学基礎教育を受ける。しかし、その後中間試験を行って、その結果により、伝統的法曹の養成を目的とする法学専門教育課程と経済・経営関連科目を中心とし経済法曹（Wirtschaftsjuristen）の養成を目的とする専門教育課程とに分け、各 4 ゼメスター（2 年間）の教育課程修了後、法学専門教育課程修了者は第一次国家試験を受験することとし、経済・経営中

心の専門課程修了者は卒業試験を受けて合格すれば、卒業証書（Diplom）を得て経済法曹となる。法曹養成の方は、第一次試験合格後、司法官（判検事）志望者はそのための実務修習を2年間行い、第二次試験に合格すれば判検事に任命される資格を得る。他方、弁護士になる者は、弁護士としての実務修習を受け、弁護士試験に合格すれば弁護士資格を得る。

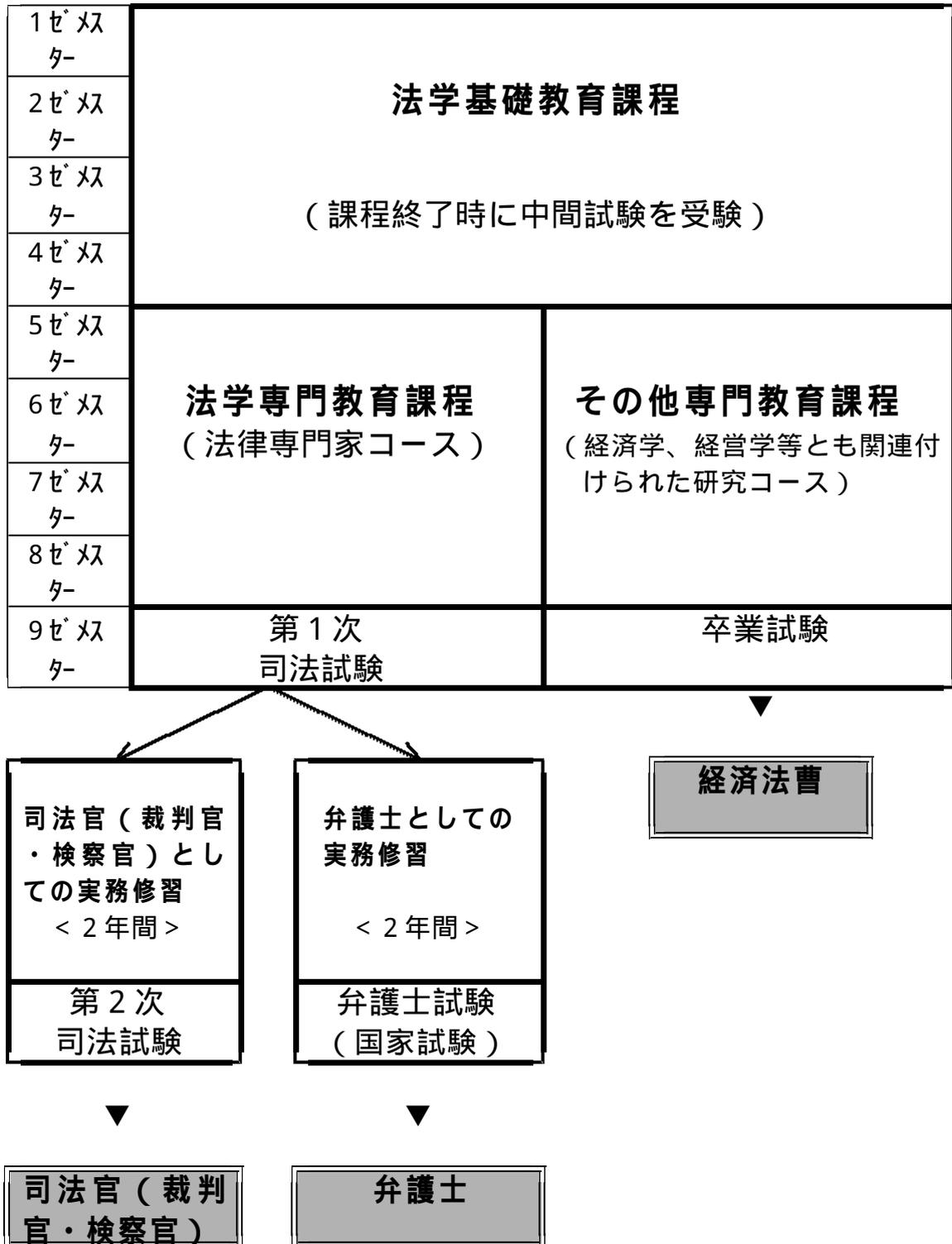
これにより、早く大学の課程を終える（8ゼメスターで終える）こととし、法曹資格取得までの期間を短縮することとなる。また、弁護士事務所に雇われて弁護士としての実務修習を受けることとなることから、現行の第一次国家試験合格者が取得するとされる実務修習を受けることの公法上の権利が失われることとなる。

一方、実務修習後に実施される第2次国家試験及び弁護士試験については、国家が実施することとし、法曹の統一的な質の確保を図ることとする。

その後、1999年の司法大臣会議では、一段階養成を内容とする全く別の案が提案されたが、この案に対しては、賛否が9州対7州に分かれ、これが実現される見込みはないと思われる。

【シュタイン課長による説明の際に示された図表】

大学における2段階法曹養成制度への改革モデル（バイエルン州）



（注）「ゼメスター」；6ヶ月間を一単位とする学期。

(2) 裁判官任用制度の運用の実態等 (ジンガー課長による説明)

裁判官は、司法試験の第2次国家試験の合格者で、成績のよい出願者の中から任用される。第2次国家試験合格後に弁護士事務所や官庁に勤務してから出願する者もいるが、試験合格後3年以上経過した者を任用することはない。

裁判官として採用される者は、当初は、試用裁判官 (Richter auf Probe) として任用されることとなるが、バイエルン州の任用制度の特徴として、司法省の新規採用者の約70パーセントは検察官として採用している。裁判官になっても、3年間は試用裁判官になるに過ぎないからである。そこで、まず3年間は検察官として職務を行うこととし、そのまま検察官になりたい者は、その職を続ければよいし、裁判官になりたい者は、その後裁判官ポストの空きを待って、終身裁判官になる。初めから裁判官になりたいという残りの約30パーセントの者は、まず2年間試用裁判官となり、その後1年は検察官になって、終身裁判官ポストの空きを待つ。このような終身裁判官の任命方法は、裁判官法で定められているものであるのに、他の州では活用していないが、バイエルンでは活用しているものである。

裁判官には、その独立性確保の一環として、特定の労働時間は定められておらず、一定の期間内に担当する事案を処理する義務を負うのみである。

裁判官の手持ち事件件数について、一般的に答えるのは難しいが、処理すべき件数について強制力のない一定の枠組みは定められている。区裁判所の裁判官で年間570件、地方裁判所の刑事事件担当の裁判官で年間500件といった枠組みである。

現在の、〈公募 任用 配置〉というキャリアシステムに対して、一般的には批判はない。

また、裁判官に社会的な経験等が不足しているとの批判も聞かれない。むしろ、裁判官は、例えば民事事件では、徹底した口頭弁論主義により法廷で多くの当事者と会うなど、普通の人以上に、様々な人と接する機会が多いと考えられる。現在、バイエルン州では、裁判官の理想の姿として、「市民に近いこと」が標語となっている。

裁判官の市民的自由の保障については、裁判官もすべての市民的権利を享有することが原則とされている。しかし、裁判官法第39条に、「裁判官の独立に対する信頼が損なわれないように行動しなければならない。」との定めがある。裁判官の政治的な活動などが特に制限されている訳ではないが、もちろん、デモ行進や新聞の意見広告で、裁判官としての身分を明らかにし

て、その地位や権限を利用することは許されない。

(3) 質疑応答

[商事事件及び農事事件における名誉職裁判官制度の運用の実態等]

刑事事件については参審制度が一般的に採用されているのに、民事については、商事事件と農事事件に限って名誉職裁判官制度を採用しているのは、どのような理由・背景に基づくものか。

その起源は中世イタリアにまでさかのぼることができる。すなわち、当時から、商人の専門的知見を活用して紛争の早期解決を図るため、商人間の争いについては商人が裁判権を持つという伝統があった。領邦国家時代のイタリア～ニュルンベルク～ハンブルクにおいて、統一的なシステムが必要とされ、商人が裁判に参加する名誉職裁判官制度の原型が生成されてきた。そして、19世紀初頭のナポレオンの侵攻、その後の連邦国家の統一を経て、商事事件等についての名誉職裁判官制度は維持されてきた。

なぜ民事事件一般について、素人の参審員が裁判に参加する制度を採用しないかといえ、現在の民事法規の解釈・運用は、極めてドグマティックなものとなっており、素人が関与することは非常に困難になっていることが挙げられる。また、事案の内容も複雑化・専門化しており、その点からも、素人が関与することは困難になっていると考えられる。アメリカの民事司法においては、素人の陪審員が裁判に参加する制度があるが、陪審員による懲罰的賠償制度のようなものをヨーロッパにおいて取り入れるか否かについては、否定的な見解が多い。

刑事事件の参審員は、年間十数回裁判に参加すると聞いている。商事事件では、判決に関与する度合いがより深いと思われるが、常勤になっているのか。

商事事件における名誉職裁判官は、商工会や企業の幹部などが務めており、年間8～10回程度の出廷が普通である。

名誉職裁判官の任用に当たって、隣接法律専門職種の資格者との関係はどのように考えられているのか。

隣接法理専門職種の資格者を名誉職裁判官として任用することについては、消極的である。商事事件における名誉職裁判官制度の趣旨が、商取引の世界でアクティブに活躍する人々の専門的知見を活用しようとするものだからである。

商人である企業と個人との間の訴訟は内容によって商事事件ともなり得るが、一般の民事事件ともなり得るものなのか。それとも、一方当事者が個人

であろうと、商法上の争いは全て商事事件とされるのか。

商事裁判所の管轄については、法律上の規定はあるが、あまり厳密なものではない。民事事件全般について、原則的管轄は民事裁判所にあるが、訴訟当事者の異議申し立てにより、商事事件にも民事事件にもなり得る。商事事件における名誉職裁判官の選任手続はどのようなものか。また、専門的知見を有していることをどのように担保しているのか。

商工会の作成する候補者リストに基づき、司法省が任命する。年齢については、30歳以上であれば上限の制限はないが、職業裁判官の定年が65歳とされていることから、それを一定の目安として65歳を任命時の年齢の上限としている。また、専門的知見を有していることの担保については、商工会に委ねている。商工会では、候補者が専門的知見を有していること、説明、説得などのコミュニケーション能力を備えていることなどの資質について把握しており、司法省としてはこれに信頼を置いている。

[参審制度（刑事事件）の運用の実態等]

これまでの調査の中で、参審員による刑事裁判の法廷を傍聴したが、その際、参審員からの発言は全くなかった。裁判長裁判官と陪席裁判官が被告人、証人、鑑定人らにしきりに質問していたが、参審員が法廷で尋問等を行うことはあるのか。

法的には、参審員も法廷で尋問等を行うことができるが、実際はほとんど行われていない。

刑事裁判においては、犯意という主観的意図の立証が重要であると考えますが、未必の故意や、贈収賄事件における賄賂性の認識などといった、専門的な法律知識を要する点の事実認定について、素人である参審員が関与することができるのか。

故意又は過失の認定などは、職業裁判官でも難しい問題であり、ましてや素人の参審員にとってはなおさら難しい。しかし、実際の審理においては、職業裁判官が丁寧に参審員を指導・教育しており、参審員に法的知識を要する点についての認識・判断の能力が全くないというものではない。参審制度を維持すべきと考えるか。というのは、1993年の改革で、職業裁判官が単独で裁判できる管轄範囲が広げられ、逆に参審裁判の管轄範囲が狭められたと聞いており、これは参審制度への批判があったことによるのではないかと考えているが、どうか。

確かに、参審裁判の管轄範囲が狭められたが、これは、参審制度に対する批判によるものではなく、むしろ刑事裁判の迅速化の要請に応えたものと考えている。また、参審員の社会的経験は、量刑の判断において有益であり、参審制度を廃止すべきという議論は全く聞かれない。

[法曹養成制度の改革の動き]

国家が実務修習を担当していることに対する批判があるとのことだが、それはどこから、どのような批判が出ているのか。

弁護士会から、実務修習の内容が裁判官を養成するためのものに偏っているとの批判が出されている。しかし、そのような批判は適切ではなく、実務修習の幅広いカリキュラムの中には、弁護士向けの研修科目も用意されている。弁護士会の主張は、より弁護士養成に特化した実務修習を求めるものである。弁護士会は、バイエルン州司法省の改革モデルにあるような分離修習に積極的である。大学を卒業した第1次試験合格者を、自分たちの手で弁護士に育てたいということ。

改革モデルでは、司法官（裁判官・検察官）と弁護士を分離して、それぞれの機関で実務修習を行うこととしているが、法曹養成の公平性、均質性の確保についてどのように考えるのか。また、司法官の養成は司法省が所管するのか。裁判所、検察庁がそれぞれ所管するのか。

国家の取組としては、司法官を養成することが優先されることとなる。

また、司法省は、法曹養成の全体をコーディネートはするが、裁判官、検察官などの実務修習は、すべて各機関の管理の下に行われる。

3 ミュンヘン労働裁判所

訪問日時；5月5日（金）14：00～16：45

面談者；アレクサンダー裁判官、オーベンアウス裁判官、フェルバー婦人（労働者側名誉職裁判官）、ヘッケル氏（使用者側名誉職裁判官）

ミュンヘン労働裁判所においては、同裁判所についての概要説明を受けた上で、同裁判所の職業裁判官、名誉職裁判官との間で、労働裁判所における名誉職裁判官制度の運用の実態等についての質疑応答を行った。その概要は、次のとおりである。

（1）労働裁判所の概要（アレクサンダー裁判官による説明）

〔労働裁判所の歴史的背景〕

労働裁判所の淵源は、1850年代のプロイセンにあり、当時、労働事件について、労使を代表する一人ずつの素人裁判官による仲裁所が設けられた。1890年にはこれが工場労働者による訴えを管轄する裁判所となり、1904年

にはさらに商業に携わる者による訴えを管轄する裁判所が設けられた。1926年にこれらの裁判所が統合され、労働裁判所となった。

[裁判官の任命手続]

労働裁判所の職業裁判官の任命については、バイエルン州の場合、社会労働省がこれを行うが、任命に先立って、同省に設置される委員会との協議、司法省の承諾を経ることが求められる。州によっては、司法省が職業裁判官を任命するところもある。

名誉職裁判官の任命については、自動車、鉄鋼、繊維といった職域ごとに、各労働組合・使用者団体の代表者からなるそれぞれの委員会が設置され、その委員会による候補者の推薦名簿に基づき、社会労働省が、労働者側の名誉職裁判官、使用者側の名誉職裁判官をそれぞれ任命する。

[名誉職裁判官制度の運用の実態等]

口頭弁論期日の前に、和解期日が設定され、職業裁判官のみにより和解が試みられる。この和解手続により、約30～50%の事件が終了する。この段階では和解が成立せず弁論手続に入っても、最終的に判決にまで至る事件数は、全体の10%程度である。

和解手続の前置は、より早く（平均的には訴えの提起から約3週間程度）事件が解決することとなり、職業裁判官の負担を軽くするための実際的な制度である。

弁論手続に入って初めて、名誉職裁判官も陪席して訴訟手続が進められることとなる。

名誉職裁判官は、年間6・7期日を担当する。ミュンヘン労働裁判所では、35～40名の職業裁判官と900名の名誉職裁判官が担当している。

名誉職裁判官は、裁判長（職業裁判官）を介して、あるいはその同意を得て、広範な発言権を持つ。また、名誉職裁判官は、その推薦母体から独立して裁判官としての職務を遂行しなければならないとされている。

(2) 質疑応答

ノルトライン・ヴェストファーレン州では、労働裁判所の職業裁判官に企業内での研修を受けることを義務付けているが、バイエルン州ではそうではないと聞いている。その理由は何か。

理想とされる裁判官像には色々な議論があり、支配的な見解はまだない。一方で、裁判官は学者であるべきという意見があれば、他方で、他の職歴や企業内研修など幅広い社会的経験が必要であるという意見もある。法律

上の定めがある訳ではない、人事政策上の問題であり、州によって違いがある。

合議で、労働者側と使用者側の名誉職裁判官の間で意見の食い違いがあった場合、どのように調整するのか。

意見が食い違い、收拾困難となったような経験はなく、話し合いによって同じ結論に至ることがほとんどである。評決に至る過程においても、お互いに知らないことについて説明したり、理解を助けたりするだけであり、喧々囂々の議論というよりはチーム・ワークが基調をなす。

労使間の対立であり、非常に入り組んだ複雑な事件が多いと考えられるが、和解手続により約30～50%もの事件が終了する理由は何か。

全ての事件が複雑な訳ではない。例えば、労働者側が記録の開示を求めたり、超過賃金の支払いを求めたりするような事案の場合など、その場の意見交換で終わる。一方では難しい事件もあり、裁判官が圧力をかけて和解に誘導することもあるが、和解できなかつたとしても、長くて1年半で判決に至るものがほとんどである。